

平成 30 年湯浅町ふるさと納税 PR プロモーション業務委託の仕様について

1. 事業目的

本業務は、湯浅町にふるさと納税をとおして応援して頂ける方を増やすため積極的な PR を行い、町の知名度の向上・観光客の増加・移住促進を目的とする。

2. 業務内容

契約日以降から平成 31 年 3 月 31 日（日）までの間に、本町の魅力等を理解し、町内外者の興味・関心を引き付けるよう創意工夫をこらして、広告宣伝に必要なものの制作・実施にかかるすべての業務（タレントを起用したふるさと納税を PR できる動画・冊子等）を行うものとする。

3. 受託者選定・決定等

業者選定にあたっては、平成 31 年 1 月 18 日（金）開催予定のプロポーザルに参加された事業者の中より、本業務に対する考え方や提案力、業務に臨む体制・委託金額などを総合的に判断し決定する。

(1) 選考方法

- ①審査会が提出書類、プレゼンテーション内容の審査を行い、審査基準に基づき評価・採点し、総評価点が最高点の者を最優秀提案者とします。
- ②最高点の者が複数いる場合は、審査会で協議の上、候補者を特定します。
- ③参加者が一者の場合は、審査員の合計点数が 6 割以上となった提案について審査会で協議の上、可否を決定するものとする。ただし、合計点数が 6 割未満の場合は再度公募を実施する。

(2) 審査基準

- ①全体
 - ・成果品の用途等、事業主旨を理解した提案となっているか。(10 点)
- ②構成
 - ・湯浅町をわかりやすく紹介する構成、魅力的な制作が期待できるか。(10 点)
 - ・湯浅町のふるさと納税の魅力を中心に発信できうるものであり、また、観光の誘致材料となりえるものか。(10 点)
 - ・町の素材が適切、効果的に使用されているか。(5 点)

③事業の実施体制及び事業費

- ・業務を実施する上で実績は充分であるか。(10点)
- ・業務を遂行できる実施体制及びスケジュールであるか、また、適切な経費配分となっている見積り内容となっているか。(5点)

(3) 審査結果通知

審査結果については、参加者全員に書面より通知します。

4. プロポーザル参加申込み方法

湯浅町のホームページ掲載で周知を行う。

(期間は平成31年1月10日～1月16日まで)

5. お問い合わせ先

湯浅町ふるさと納税推進課 (電話 0737-63-2110)